

法人馬主の役員変更の届出について

法人役員の変更につきましては、下記のとおり書類が必要となります。お手数ではございますが、下記必要書類を添えて役員異動届をご郵送下さい。

記

役員の変更があった場合（役員には監査役も含まれます。）

【必要書類】

- ①役員変更後の登記簿謄本
- ②新役員の世帯全員の住民票（本籍地記載のもの）
- ③身分証明書（本籍地の市区町村で発行しています。）
- ④精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類
例)「医師の診断書」
「成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書」
※東京法務局で発行しています。
- ⑤誓書

【注意点】

- ・代表者変更については、本会の審査基準に基づき、あらためて審査を受ける必要がありますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。
- ・その他、法人の本店所在地・法人の名称変更・届出のある役員の本籍地変更等についても届出が必要となります。

【届出・問い合わせ先】

〒106-8401 東京都港区六本木6-1-1
日本中央競馬会 競走部 競走関連室 馬主登録課
TEL 03 (3591) 5251 (代表) 水～金曜日の9:30～17:30

日本中央競馬会(以下「本会」といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、皆様の個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

- 法令に基づく登録要件の確認
- 各種統計資料の作成
- 登録事務に関する連絡先の確認
- 本会からの通知・連絡等送付先の確認

本会は、皆様の個人情報を適切に管理し、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合を除きます。

- ・法令により個人情報の提供を求められた場合
- ・法令に基づく登録要件の確認のための利用を目的として関連団体に提供する場合(この場合、本会は関連団体に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に指揮監督いたします。)